

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

2024年2月14日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>(会員代表者及び会員代表者代理人の資格要件)</p> <p><b>第2条</b> 定款第8条第1項及び第2項に規定する会員代表者及び会員代表者代理人は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p><u>1</u> 会員代表者は、代表者としてその権利及び義務を行使する役員(当該正会員が個人の場合は、当該個人をいい、以下「会員代表者」という。なお、「役員」とは、取締役、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下同じ。)であること。ただし、外国法人である正会員については、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第29条の4第1項第4号ハに規定する国内における代表者(同法第65条第1項に規定する職務代行者を含む。以下同じ。)であること。</p> <p><u>2</u> 会員代表者代理人は、登記された役員又はこれに準ずる権限を有する者であること。ただし、外国法人である正会員については、前号に規定する代表者に準ずる権限を有する者であること。</p>	<p>(会員代表者及び会員代表者代理人の資格要件)</p> <p><b>第2条</b> 定款第8条第1項及び第2項に規定する会員代表者及び会員代表者代理人は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 会員代表者は、代表者としてその権利及び義務を行使する役員(当該正会員が個人の場合は、当該個人をいい、以下「会員代表者」という。なお、「役員」とは、取締役、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下同じ。)であること。ただし、外国法人である正会員については、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第29条の4第1項第4号ハに規定する国内における代表者(同法第65条第1項に規定する職務代行者を含む。以下同じ。)であること。</p> <p><u>(2)</u> 会員代表者代理人は、登記された役員又はこれに準ずる権限を有する者であること。ただし、外国法人である正会員については、前号に規定する代表者に準ずる権限を有する者であること。</p>

新	旧
<p><u>3</u> 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでの規定に該当しない者であること。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p>	<p><u>(3)</u> 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでの規定に該当しない者であること。</p> <p>2 ( 省 略 )</p>
<p>(入会申請書等)</p> <p>第 4 条 ( 現行どおり )</p> <p><u>2</u> 定款第 10 条第 2 項に規定する正会員の入会申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p><u>1</u> 金融商品取引業の登録申請書又は登録金融機関業務の登録申請書の写し及びその添付書類の写し(金商法第 31 条第 4 項に規定する変更登録を受けた場合においては変更登録申請書の写し及びその添付書類の写し、<u>電子記録移転権利等の売買その他の取引等</u>に関し金融商品取引法第 33 条の 6 第 1 項又は第 3 項に規定する届出(投資運用業(金商法第 2 条第 8 項第 12 号、第 14 号及び第 15 号に規定する業務をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)を行った場合においては届出書の写し及び添付書類の写し)</p> <p><u>2</u> 金商法第 30 条の 3 第 1 項に規定する認可申請書の写し及びその添付書類の写し</p> <p><u>3</u> 第 1 号の登録を証する書面の写し及び前号の認可又は前号の認可に付された条件を記載した書面の写し</p> <p><u>4</u> 金商法第 35 条第 3 項の規定に基づく届出書の写し</p>	<p>(入会申請書等)</p> <p>第 4 条 ( 省 略 )</p> <p><u>2</u> 定款第 10 条第 2 項に規定する正会員の入会申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 金融商品取引業の登録申請書又は登録金融機関業務の登録申請書の写し及びその添付書類の写し(金商法第 31 条第 4 項に規定する変更登録を受けた場合においては変更登録申請書の写し及びその添付書類の写し)</p> <p><u>(2)</u> 金商法第 30 条の 3 第 1 項に規定する認可申請書及びその添付書類の写し</p> <p><u>(3)</u> 第 1 号の登録を証する書面の写し及び前号の認可又は前号の認可に付された条件を記載した書面の写し</p> <p><u>(4)</u> 金商法第 35 条第 3 項の規定に基づく届出書の写し</p>

新	旧
<p><u>5</u> 金商法第 35 条第 4 項の規定に基づく承認申請書の写し及び当該申請に係る承認を証する書面の写し</p> <p><u>6</u> 定款第 11 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当することの有無及び該当する場合にはその内容を記載した書面</p> <p><u>7</u> 反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書</p> <p><u>8</u> 倫理コードその他本協会が必要と認める資料</p> <p><u>9</u> その他本協会が必要と認める資料</p> <p><u>3</u> 定款第 10 条第 2 項に規定する賛助会員の入会申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p><u>1</u> 金融商品取引業者又は登録金融機関</p> <p><u>イ</u> 前項第 3 号に規定する書面の写し</p> <p><u>ロ</u> 反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書</p> <p><u>ハ</u> その他本協会が必要と認める資料</p> <p><u>2</u> その他の者</p> <p><u>イ</u> 会社概要書</p> <p><u>ロ</u> 登記事項証明書の写し</p> <p><u>ハ</u> 反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書</p> <p><u>ニ</u> その他本協会が必要と認める資料</p> <p><u>4</u> 定款第 10 条第 2 項に規定する後援会員の入会申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p><u>1</u> 反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書</p> <p><u>2</u> 登記事項証明書の写し</p>	<p><u>(5)</u> 金商法第 35 条第 4 項の規定に基づく承認申請書の写し及び当該申請に係る承認を証する書面の写し</p> <p><u>(6)</u> 定款第 11 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当することの有無及び該当する場合にはその内容を記載した書面</p> <p><u>(7)</u> 反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書</p> <p><u>(8)</u> 倫理コードその他本協会が必要と認める資料</p> <p><u>(9)</u> その他本協会が必要と認める資料</p> <p><u>3</u> 定款第 10 条第 2 項に規定する賛助会員の入会申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 金融商品取引業者又は登録金融機関 前項に定める書類項</p> <p><u>(2)</u> その他の者</p> <p><u>①</u> 会社概要書</p> <p><u>②</u> 登記事項証明書の写し</p> <p><u>③</u> 反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書</p> <p><u>④</u> その他本協会が必要と認める資料</p> <p><u>4</u> 定款第 10 条第 2 項に規定する後援会員の入会申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書</p> <p><u>(2)</u> 登記事項証明書の写し</p>

新	旧
<p><u>3</u> その他本協会が必要と認める資料</p>	<p><u>(3)</u> その他本協会が必要と認める資料</p>
<p>(会員種別変更申請書の添付書類)</p> <p><b>第7条</b> 定款第13条で準用する定款第10条第2項に規定する会員種別変更申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p><u>1</u> 金融商品取引業等に関する内閣府令第22条第1項に規定する変更登録申請書及びその添付書類の写し(会員種別変更申請者が登録金融機関である場合にあっては、<u>電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し金融商品取引法第33条の6第1項又は第3項に規定する届出(投資運用業に係るものを除く。)</u>の写し及び添付書類の写し)</p> <p><u>2</u> 前号の変更登録を証する書面の写し</p> <p><u>3</u> その他本協会が必要と認める資料</p> <p><b>2</b> ( 現行どおり )</p>	<p>(会員種別変更申請書の添付書類)</p> <p><b>第7条</b> 定款第13条で準用する定款第10条第2項に規定する会員種別変更申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 金融商品取引業等に関する内閣府令第22条第1項に規定する変更登録申請書及びその添付書類の写し</p> <p><u>(2)</u> 前号の変更登録を証する書面の写し ( 新 設 )</p> <p><b>2</b> ( 省 略 )</p>
<p>(正会員の処分、正会員権の喪失等の場合の通知及び公表)</p> <p><b>第8条</b> 本協会は、次の各号の一に該当することとなった正会員に対し、その旨を通知する。</p> <p><u>1</u> 定款第14条の規定により<u>所定の退会申請書を提出し、本協会が承認したとき。</u></p> <p><u>2</u> 定款第19条第1項の規定により処分を行うとき。</p> <p><u>3</u> 定款第20条の規定により勧告を行うとき。</p>	<p>(正会員の処分、正会員権の喪失等の場合の通知及び公表)</p> <p><b>第8条</b> 本協会は、次の各号の一に該当することとなった正会員に対し、その旨を通知する。</p> <p><u>(1)</u> 定款第14条の規定により退会を承認したとき。</p> <p><u>(2)</u> 定款第19条第1項の規定により処分を行うとき。</p> <p><u>(3)</u> 定款第20条の規定により勧告を行うとき。</p>

新	旧
<p>2 本協会は、次の各号の一に該当することとなった正会員につき、その旨をすべての会員に通知するとともに、これを公表する。</p> <p><u>1</u> 定款第 19 条第 1 項の規定により処分を行ったとき。</p> <p><u>2</u> 定款第 21 条第 1 項の規定により正会員権を喪失したとき。</p>	<p>2 本協会は、次の各号の一に該当することとなった正会員につき、その旨をすべての会員に通知するとともに、これを公表する。</p> <p>(2) 定款第 19 条第 1 項の規定により処分を行ったとき。</p> <p>(3) 定款第 21 条第 1 項の規定により正会員権を喪失したとき。</p>
<p>(届出事項)</p> <p>第 10 条 定款第 16 条に規定する正会員の届出は、金商法の規定により金融庁長官に次の各号に係る届出又は公告の届出を行う場合にこれを行うものとする。</p> <p><u>1</u> 金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務をいう。）の廃止</p> <p><u>2</u> 合併（当該正会員が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）又は解散</p> <p><u>3</u> 分割（当該正会員が分割により事業の全部又は一部を承継させた場合の当該分割に限る。）</p> <p><u>4</u> 事業の全部又は一部の譲渡</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第 10 条 定款第 16 条に規定する正会員の届出は、金商法の規定により金融庁長官に次の各号に係る届出又は公告の届出を行う場合にこれを行うものとする。</p> <p>(1) 金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務をいう。）の廃止</p> <p>(2) 合併（当該正会員が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）又は解散</p> <p>(3) 分割（当該正会員が分割により事業の全部又は一部を承継させた場合の当該分割に限る。）</p> <p>(4) 事業の全部又は一部の譲渡</p>
<p>(取引の信義則違反)</p> <p>第 12 条 定款第 19 条第 1 項第 4 号に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為又はその他本協会若しくは正会員の信用を失墜し又は本協会若しくは正会員に対する信義に反する行為をいう。</p>	<p>(取引の信義則違反)</p> <p>第 12 条 定款第 19 条第 1 項第 4 号に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為又はその他本協会若しくは正会員の信用を失墜し又は本協会若しくは正会員に対する信義に反する行為をいう。</p>

新	旧
<p><u>1</u> 本協会の業務若しくは他の正会員の営業に干渉し又はこれを妨げること。</p> <p><u>2</u> 電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。</p>	<p><u>(1)</u> 本協会の業務若しくは他の正会員の営業に干渉し又はこれを妨げること。</p> <p><u>(2)</u> 電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。</p>
<p>(反社会的勢力)</p> <p><b>第 13 条</b> 定款第 19 条第 1 項第 12 号に規定する反社会的勢力とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p><u>1</u> 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団員による不当行為防止法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)</p> <p><u>2</u> 暴力団員(暴力団員による不当行為防止法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)</p> <p><u>3</u> 暴力団準構成員(暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(暴力団員による不当行為防止法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。)を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。)</p> <p><u>4</u> 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与</p>	<p>(反社会的勢力)</p> <p><b>第 13 条</b> 定款第 19 条第 1 項第 12 号に規定する反社会的勢力とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p><u>(1)</u> 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団員による不当行為防止法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)</p> <p><u>(2)</u> 暴力団員(暴力団員による不当行為防止法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)</p> <p><u>(3)</u> 暴力団準構成員(暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(暴力団員による不当行為防止法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。)を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。)</p> <p><u>(4)</u> 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与</p>

新	旧
<p>している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)</p> <p><u>5</u> 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)</p> <p><u>6</u> 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)</p> <p><u>7</u> 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中心核となっている集団又は個人をいう。)</p> <p><u>8</u> その他前各号に準ずる者</p>	<p>している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)</p> <p><u>(5)</u> 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)</p> <p><u>(6)</u> 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)</p> <p><u>(7)</u> 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中心核となっている集団又は個人をいう。)</p> <p><u>(8)</u> その他前各号に準ずる者</p>
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この改正は、令和6年4月1日から施行する。</p>	

「外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

2024年2月14日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>(登録の拒否)</p> <p><b>第6条</b> 本協会は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。</p> <p>(1) ( 現行どおり )</p> <p><u>(2) 金商法第64条の5第1項(同法第66条の25及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等)に関する法律(以下「金サ法」という。)第77条において準用する場合を含む。)の規定又はこの規則第8条の規定により外務員(金商法第66条の25において準用する同法第64条第1項に規定する外務員及び金サ法第75条第1項に規定する外務員を含む。次号において同じ。)の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者</u></p> <p>(3) ( 現行どおり )</p> <p>(4) ( 現行どおり )</p> <p><b>2</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>3</b> ( 現行どおり )</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p><b>第6条</b> 本協会は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。</p> <p>(1) ( 省 略 )</p> <p><u>(2) 金商法第64条の5第1項(同法第66条の25及び金融サービスの提供に関する法律(以下「金サ法」という。)第77条において準用する場合を含む。)の規定又はこの規則第8条の規定により外務員(金商法第66条の25において準用する同法第64条第1項に規定する外務員及び金サ法第75条第1項に規定する外務員を含む。次号において同じ。)の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者</u></p> <p>(3) ( 省 略 )</p> <p>(4) ( 省 略 )</p> <p><b>2</b> ( 省 略 )</p> <p><b>3</b> ( 省 略 )</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。 ※「本協会が別に定める日」は令和6年2月14日。</p>	